

## 新宿区文化芸術の振興に関する懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 新宿区における文化芸術の振興に関する基本的な考え方に係る事項、新宿区における文化芸術の振興に関する施策に係る事項及び(仮称)新宿区文化芸術基本条例(以下「条例」という。)の制定に関する必要な事項等について調査及び検討を行うため、新宿区文化芸術の振興に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 新宿区における文化芸術の振興に関する基本的な考え方に係る事項
- (2) 新宿区における文化芸術の振興に関する施策に係る事項
- (3) 条例の制定に関する必要な事項
- (4) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、別表第1に掲げる委員により構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び研究等を行うため、懇談会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる部会員により構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、地域文化部文化観光国際課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。